

東大阪市公告第168号

次に記載の者はその住所などが明らかでないため、送達すべき書類を送達することができないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第4項においてその例によることとされる地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公告する。当該書類は、本市生活支援部西福祉事務所保護第三課において保管し、該当者が申出をしたときは、いつでも交付する。

なお、該当者の申出のなかったときは、地方自治法第231条の3第4項においてその例によることとされる地方税法第20条の2第3項の規定により、令和8年8月28日に当該書類の送達があったものとみなされます。

令和8年8月21日

東大阪市長 野田 義和

該 当 者 (送達を受けるべき者)	氏 名 (名 称)	菊川 碧志
送達すべき書類を特定するために必要な情報		令和8年度 生活保護関係書類 (東大阪生西三第339号)